

令和7年4月1日以降の手数料の取扱いについて

(弊社と手数料収納に関する覚書を締結している場合等は、以下の「納付願います」を「請求いたします」に読み替えてください。)

①令和7年3月31日までに確認申請を申請し完了検査までの手数料を一括にて納付している場合

・令和7年3月31日までに着工の場合

※増額及び追加手数料はありません。

・確認済証が令和7年3月31日までに交付され、着工が令和7年4月1日以降の場合

※令和7年4月1日改定の中間検査及び完了検査手数料の差額（特例ありから特例なし）を検査申請時に納付願います。

※令和7年4月1日以降の計画変更は、令和7年4月1日改定後の手数料が適用となります。

※省エネ関係の加算手数料を検査申請時に納付願います。

・確認済証が令和7年3月31日までに交付されなかった場合

※令和7年4月1日改定後の確認、中間及び完了手数料の差額（特例ありから特例なし）及び省エネ関係の加算手数料を確認済証交付までに納付願います。

②令和7年3月31日までに確認申請を申請し完了検査までの手数料を各申請時に納付している場合

・確認済証が令和7年3月31日までに交付された場合

※着工が令和7年4月1日以降である場合、各検査申請されるものは、令和7年4月1日改定後の手数料が適用となります。

※令和7年4月1日以降に着工されるものは、省エネ関係の加算手数料を検査申請時に納付願います。

・確認済証が令和7年3月31日までに交付されなかった場合

※令和7年4月1日改定後の確認手数料の差額（特例ありから特例なし）及び省エネ関係の加算手数料を確認済証交付までに納付願います。

令和7年4月1日以降に各検査申請されるものは、令和7年4月1日改定後の手数料が適用となります。

③省エネ適合性判定手数料について

・令和7年4月1日以降に申請されるものは、令和7年4月1日改定後の手数料が適用となります。